

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当り、  
の翌日は、その翌日)

## 目次

◇ 告 示 字の区域及び名称を変更する旨の届出

他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険法による療養取扱機関としての申出の受理  
があつたものとみなされるもの

土地改良区の役員の就退任

土地の立入りの通知

土地の立入りの許可

土地の用途廃止

◇ 告 告 クリーニング師試験の実施

## 告 示

鳥取県告示第四百九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域及び名称を変更する旨の届出

があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年八月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域及び名称  
の変更に係る  
字の名称

同上の区域(昭和四十四年七月四日現在の地番による。)

耳字山留五三一の二、五四八及び五四九、耳字荒神谷五五〇、五五一の二、五五二の二、五五三から五五七まで及びこれらと一体をなす国有地、耳字ミハカ尻五五八から五六二まで、五六六、五六七、五七〇及びこれらと一体をなす国有地、耳字殿屋敷六三〇の二、六三一、六三二、六三七から六三九まで、六四一から六四四まで、六四九、六五一、六五二、六五四、六五六及びこれらと一体をなす国有地、耳字刈山六五七から六六二まで、六六三の一、六六四、六六五の二、六六六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに耳字妙法塚六七一の二、六七二の二、六七三から六八二まで、六八六の二、六八七の二から六八七の四まで、六九一、六九二の二、六九三の二及びこれらと一体をなす国有地

耳字山留

耳字山留のうち五三一の二、五四八及び五四九以外の区域

耳字荒神谷

耳字荒神谷のうち五五〇、五五一の二、五五二の二、五五三から五五七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

耳字ミハカ尻

耳字ミハカ尻のうち五五八から五六二まで、五六六、五六七、五七〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

耳字殿屋敷	耳字殿屋敷のうち六三〇の二、六三一、六三二、六三七から六三九まで、六四一から六四四まで、六四九、六五一、六五二、六五四、六五六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
耳字刈山	耳字刈山のうち六五七から六六二まで、六六三の一、六六四、六六五の二、六六六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
耳字妙法塚	耳字妙法塚のうち六七一の二、六七二の二、六七三から六八二まで、六八六の二、六八七の二から六八七の四まで、六九一、六九二の二、六九三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第四百九十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年八月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
藪内 医院	境港市外江町三五四七	全国	昭和四十四年七月一日
藤田 "	岩美郡岩美町大字浦富	"	八月一日
山本 "	西伯郡名和町大字御来屋七七四	"	"
田中 "	鳥取市本町四丁目二二〇	"	"

鳥取県告示第四百九十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年八月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所在地	申出の受理年月日
小谷 医院	西伯郡名和町大字御来屋 字中野中二四三の一	昭和四十四年六月十日
藪内 "	境港市外江町三五四七	七月一日
田中 "	鳥取市本町四丁目二二〇	八月一日
藤田 "	岩美郡岩美町大字浦富 字竹ヶ下一〇三〇の二二	"

鳥取県告示第四百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十四年八月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

上段土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 坂 出 民 蔵 鳥取市上段

民 井 一 郎 "

民 井 義 美 "

沢 田 道 晴 "

津 村 洋 之 輔 "

澤 田 義 昭 "

宮 本 一 男 "

稲 村 正 利 "

森 本 音 蔵 "

監 事 山 根 豊 恵 "

山 根 英 治 "

森 本 猛 "

任期満了に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 民 井 一 郎 鳥取市上段一四番地一

津 村 洋 之 輔 二 三 六 番 地

澤 田 義 昭 三 七 番 地

森 本 音 蔵 七 九 番 地

坂 出 豊 五 八 番 地

稲 村 実 蔵 一 七 番 地

坪 田 昇 二 番 地

山 根 一 博 四 三 合 併 番 地

山 根 偉 佐 男 七 四 番 地

監 事 民 井 義 美 一 四 番 地 二

山 根 英 治 七 一 番 地

澤 田 道 晴 二 番 地

昭和四十四年七月六日通常総会において総選挙の結果当選し七月十四日就任 任期二年

尚徳三ヶ堰土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監 事 小 原 俊 夫 米子市青木

長 谷 川 芳 美 "

任期満了に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 小 原 俊 夫 米子市青木一一二〇

長 谷 川 忠 勝 八 七 六

昭和四十四年四月二十九日通常総会において総選挙の結果当選し五月一日就任 任期二年

鳥取県告示第四百九十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十二条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年八月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者 米子市

二 事業の種類 公共下水道計画平面測量

三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市西町、内町、天神町一丁目、天神町二丁目、加茂町二丁目、加

茂町一丁目、東倉吉町、西倉吉町、久米町、中町、灘町一丁目、灘町二

丁目、寺町、立町一丁目、立町二丁目、岩倉町、尾高町、朝日町、角盤

町一丁目、紺屋町、四日市町及び祇園町一丁目

四 立ち入ろうとする期間 昭和四十四年八月二十六日から

昭和四十四年十月三十一日まで

鳥取県告示第四百九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年八月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 中国電力株式会社

二 事業の種類 千代川水系の電源開発事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

(一) 八頭郡智頭町大字駒埴、福原、中原、西谷、尾見、大内、郷原、毛

谷、西野、大呂、芦津、八河谷、上板井原、篠坂、智頭、南方、穂見、

埴師、三吉、慶所、大屋、早瀬、横田、木原、三田、新見、中田、惣

地、坂原、岩神及び市ノ瀬地内

(二) 八頭郡用瀬町大字杉森、板井原、川中、宮原、樟原、安蔵、古用ヶ

瀬、家奥、用瀬、別府、赤波及び美成地内

(三) 八頭郡河原町大字小倉、水根、佐貫、八日市、和奈見、釜口、三谷、

郷原、山手、高福、曳田及び天神原地内

三 立ち入ろうとする期間 昭和四十四年八月二十六日から

昭和四十六年八月二十五日まで

鳥取県告示第四百九十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年八月十八日から用途廃止した。

昭和四十四年八月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
	鳥取市田島字埋立六八二ノ一番地先	七一・九五	道路敷
	秋屋字埋立九三六ノ九番地先から 九四二ノ二番地先まで	三六・八〇	水路敷

鳥取県告示第四百九十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年八月十九日から用途廃

止した。

昭和四十四年八月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
東伯郡東伯町大字三保字下白山九八ノ五番地先から九八ノ七番地先まで	八五・八八	道路敷

## 公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

昭和44年8月26日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 1 試験の日時

## (1) 学科試験

昭和44年9月18日(木) 午前9時から午前12時まで

## (2) 実地試験

昭和44年9月18日(木) 午後1時から午後5時まで

## 2 試験の場所

## (1) 学科試験

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁第1会議室

## (2) 実地試験

鳥取市元町 明日屋クリーニング店

## 3 受験資格

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) 旧師範教育令(昭和18年勅令第109号)による附属中学校及び附属高等女学校の第2学年を修了した者

(5) 旧盲学校及聾啞学校令(大正12年勅令第375号)によるろうお学校の中等部第2学年を修了した者

(6) 旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校尋常科の第2学年を修了した者

(7) 旧青年学校令(昭和14年勅令第254号)による普通科の課程を修了した者

(8) 内地以外ノ地域ニ於ケル学校ノ生徒、児童卒業者ノ他ノ学校ヘ入学及転学に關スル規程(昭和18年文部省令第63号)第1条から第3まで、第5条及び第7条の規定により国民学校の高等科を卒業した者、中等学校の2年の課程を終わった者又は(6)に掲げる者同一の取扱いを受ける者

(9) 厚生大臣において国民学校の高等科を修了した者又は中等学校の2年の課程を終わった者とおおむね同等の学力を有すると認めることができると認定した者

## 4 試験科目

(1) 衛生法規に関する知識

- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 (別記様式による。)

イ 履歴書

ウ 写真 (手札形で、出願前6箇月以内に正面脱帽で撮影したものと、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。)

エ 受験資格を有することを証明する書類

(2) 受験願書提出先

ア 鳥取県に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所

イ 鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県厚生部衛生課

(3) 受験願書提出期間

昭和44年9月1日から昭和44年9月10日まで。ただし、郵送の場合、昭和44年9月10日の消印があるものまで有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけ、消印をしないこと。ただし、鳥取県以外に住所を有する者は、鳥取県厚生部衛生課あて、現金書留又は郵便為替で1,000円送付すること。

7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、直接本人あて受験通知書を送付する。

(2) 受験者は、実地試験用としてワインシャツ1枚及びズボン1本を持参すること。

別記様式

クリーニング師試験受験願書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 石 破 二 期 殿

本 籍 所 名

氏 住 所 名

年 月 日 生

④

クリーニング業法第7条の規定によるクリーニング師試験を受験したいので、関係書類を添えて出願します。